

平成 25 年 天草市農業委員会第 11 回総会議事録

平成 25 年 11 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである (34 名)

1 番 鶴 田 雄 士 君	2 番 稲 田 秀 敏 君
3 番 川 原 昭 雄 君	4 番 川 口 直 君
5 番 武 内 正 俊 君	6 番
7 番 佐 々 木 碩 哉 君	8 番
9 番 小 松 信 男 君	10 番 江 良 邦 勝 君
11 番 浦 上 廣 幸 君	12 番 山 本 友 保 君
13 番 -	14 番 福 本 富 人 君
15 番 山 下 和 弘 君	16 番 川 峯 正 美 君
17 番 川 崎 眞 志 男 君	18 番 森 岡 一 正 君
19 番 松 本 カ ツ エ 君	20 番 橋 本 正 寛 君
21 番 宮 崎 義 一 君	22 番 森 下 雅 成 君
23 番 滝 下 清 三 郎 君	24 番 山 田 勝 彦 君
25 番 前 田 達 也 君	26 番 柴 田 眞 一 君
27 番 山 本 隆 久 君	28 番 松 岡 健 吾 君
29 番 小 堀 田 幸 一 君	30 番 小 川 浩 治 君
31 番 松 原 高 弘 君	32 番 松 川 兼 光 君
33 番 戸 谷 泰 典 君	34 番 倉 田 喜 一 君
35 番	36 番 梅 田 良 二 君
37 番 平 岡 秀 樹 君	38 番 本 田 実 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。(3 名)

6 番 森 本 文 隆 君	8 番 中 村 三 千 人 君
35 番 池 田 裕 之 君	

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(5 名)

事務局長	森 内 健 二	局長補佐	林 泰 裕
参 事	藤 崎 眞 二	参 事	吉 田 直 哉
参 事	平 田 正 剛		

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議第54号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第6 議第55号 天草農業振興地域整備計画の変更について

日程第7 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成25年第11回総会を開催致します。では始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、また寒い中にご出席いただきましてありがとうございます。本日は、忘年会も開催するというので、この1年間を振り返ってみますと、4月の低温に始まりまして、6月は空梅雨、その後は高温が続きまして、一挙に降雨から冬が来たような今年の気候の状況ではなかったかと思えます。

また、国におきましても政権交代が行われまして、アベノミクスによる規制改革農業プロジェクトから次から次へと農政改革に対するご意見がありまして、私たちの農業委員会のあり方に対しましても検討されているようでございます。私たちからみますと、国の方が地方のことをよくわかっているのだろうかという懸念もありますが、どういう結果が出ようとも私たちは肅々と農業委員会の仕事を頑張っていきたいと考えているところでございます。

先月、申し上げました『農地中間管理機構』につきましてですが、熊本県としては農業公社がこれにあたるということでございます。そして、耕作が困難なところについては受け付けないということですので、平地でいいところは見つけていただけたと思いますが、そうところまで改革機構の方で載せてもらわないと結局は同じことだと私は思います。これは、農政改革についても一緒だと思いますが、2月の全体研修会の時に報告があるかと思えますので、その時に詳しく聞いていただきたいと思えます。

それでは、よろしく願いいたします。

○事務局（森内健二君） 本日は、6番森本委員、8番中村委員、35番池田委員から欠席届が提出されておりますけれども、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、31番松原高弘委員、32番松川兼光委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第51号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③をご覧ください。

では、1番について説明いたします。

本町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本町の畑 70 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

続いて、2番について説明します。熊本市中央区の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の畑 2 筆 478 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には梅を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。

有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑 74 m²を贈与により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

4番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑 172 m²を贈与により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。1番について説明致します。

申請場所につきましては、本町に入り毛利病院の裏の旧道の石橋の近くにあります。ここは以前、宅地として申請が出されたところで、70 m²が残されたままになっており、今回畑として購入したいとの申請です。現地を確認したところ、若干土が少ないようでしたが、少し土を入れれば、特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。2番について説明致します。

申請場所につきましては、大劇パチンコから佐伊津方面へ進み、信号を左折し、工業団地の途中左側にあります。譲受人は元は楠浦町に住んでおられ、現在は事務所が熊本市にあるため住所は熊本市になっておりますが、耕作は行われております。この畑に梅を栽培したいとの申請です。特別問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。3番について説明致します。

申請場所につきましては、有明町小島子の味千有明店の300m手前を右折したところにあります。この申請地は4番の申請地と道路を挟んで存在し、その隣接する農地が各々の農地であるため交換による特に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番の前田です。4番について説明致します。

この案件の譲渡人と譲受人は義理の兄弟であります。譲渡人は熊本市に在住されており、耕作及び管理することができないということで、贈与により譲受人へ管理をお願いしたいとの申請です。現地も確認しましたが、水稻が作付されており、何も問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) まず、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

新和町の申請人は、アパート経営を行うため、今釜新町の畑2筆690㎡を共同住宅に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に共同住宅2棟が建てられているため、始末書が添付されております。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番の松原です。1番について説明します。

申請場所につきましては、今釜新町の浄化センターの側にあります。既に共同住宅が2棟建てられていたため、農業委員会からの指導により今回の申請となりました。給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水については公共下水道を使用しており、特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 2番について、ご説明いたします。

楠浦町の申請人は、家財道具等を保管するため、楠浦町の畑 198 m²を倉庫に転用するものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に倉庫が建てられているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番の森下です。2番について説明致します。

ただ今事務局より説明があったとおり、家財道具を保管する倉庫を建築したいとの申請です。既に建築されているため、始末書が添付されております。隣接する方からの同意書もつけられているため、特に問題はないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3番について、ご説明いたします。

下浦町の申請人は、自宅に隣接し管理しやすいとの理由により下浦町の畑 586 m²を太陽光発電施設に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。3番について説明致します。

申請場所につきましては、下浦町の開医院の先より左折したところにあります。申請人は近々定年退職をされる予定で、自宅に隣接する農地の隣に太陽光発電施設を建設したいとのことです。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

下浦町の申請人は、建設業経営の多角化を図るため、下浦町の畑 1,384 m²を太陽光発電施設に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に整地し雑種地として利用されているため、始末書が添付されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。4番について説明致します。

申請場所につきましては、下浦町の国道沿いにあるヤンマーより右折したところにあります。申請者は建設会社を営んでおり、多角経営として太陽光発電施設を建設したいとの申請です。隣接する農地は自分のみかん畑です。特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 5番について、ご説明いたします。

本町の申請人は、山林として管理したいため、本町の畑 3筆 1,473 m²を植林したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に植林されているため、始末書が添付されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。5番について説明致します。

申請場所につきましては、鈴木神社を過ぎて500mほど進んだ右側の山手にあります。現地を調査しましたところ、申請者は3年ほど耕作をしていなかったため山林化してしまったとのことでした。周囲もすべて山林化しており、特に問題はないかと思しますので、

よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 6番をご説明いたします前に、資料③に誤りがありましたので、別紙を差替えてご参照いただきたいと思います。ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

それでは、6番について、ご説明いたします。

旭町の申請人は、農機具等を保管するため、佐伊津町の畑233㎡を農業用倉庫に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農振農用地区域に指定されているため、農地区分は「農用地区域内にある農地」となっておりますが、転用目的が農業用倉庫として農業振興課への用途変更届が提出されており、転用は可能となっております。

なお、既に農業用倉庫が建てられているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。6番について説明致します。

申請場所につきましては、佐伊津町に入り2つ目の信号より左折し、約1kmほど進んだ山間にあります。調査をしましたところ、ここは昭和43年当時に豚と牛を飼う畜舎として建てられ、現在は農機具等を保管する農業用倉庫として利用されているとのことでした。

特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 審議の途中ではありますが、総会資料の②について修正をお願いします。2ページと3ページの議事番号が間違っておりますので、それぞれ第52号、第53号と訂正をお願いします。お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。

それでは、1番について説明します。

東浜町の借受人は、個人住宅を建築したいため、本渡町の貸渡人から本渡町の畑 250 m² を使用貸借権設定により借り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお既に、宅地化されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。1番について説明致します。

申請場所については、大矢崎ニュータウンの一画にあります。ここに自己住宅を建築したいとの申請です。既に造成されているため、始末書が添付されております。また、給水は市上水道、生活雑排水及び汚水は公共下水道を利用されます。

特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

下浦町の借受人は、下浦町の貸渡人より楠浦町の田 2筆 2,394 m² を使用貸借権の設定を行い、太陽光発電施設を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に雑種地として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番の森下です。2番について説明致します。

申請場所については、新和町に通じる沿線で鳴子崎と呼ばれているところです。譲渡人と譲受人は夫婦で、使用貸借により太陽光発電施設を建設したいとの申請です。既に雑種地として利用されているため、始末書が添付されております。また、隣接者及び地区の区長より同意書も添付されております。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3番について、ご説明いたします。

亀場町の譲受人は、亀場町の譲渡人から亀場町の畑62㎡を売買により取得し、自己駐車場に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、以前、資材置場として利用していたということで、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。3番について説明致します。

申請場所については、国道を牛深方面に進み『洋服の青山』の手前を右折し、川を渡ったところにあります。譲受人の自宅の前にある62㎡の畑を購入し自己駐車場にしたいとの申請です。先ほど、事務局から説明があったとおり、以前に資材置場として利用していたとのことで始末書が添付されております。

駐車場は道路と同じ高さであり、盛土もしないということですので、特に問題はないかと思えます。

区長さんからの排水同意も付けられておりますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

宮地岳町の譲受人は、浜崎町の譲渡人から、宮地岳町の畑 208 m²を贈与により取得し、隣接する施設の待機所として、宅地を拡張したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に雑種地として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番の川峯です。4番について説明致します。

申請場所については、国道266号線の河浦町に入る500m手前の左側にあります。この場所は、小学校3校が統合した際のスクールバスの最終地のUターン場所であり、また、高齢者ふれあいサロンの駐車場としても以前から利用されておりました。故に、始末書が添付されております。隣接者や区長からの同意も取れておりますので、特に問題はないかと思っておりますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 5番について、ご説明いたします。

下浦町の譲受人は、建設業経営に伴い、下浦町の譲渡人から下浦町の畑3筆1,245 m²を交換により取得し、資材置場及び通路として転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に通路部分が雑種地として利用されており、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。5番について説明致します。

申請場所については、志柿町知ヶ崎住宅を過ぎた右側にあります。今回の申請は6番とも関連する訳ですが、建設会社を経営する兄弟同士での農地の交換により、資材置場として転用したいというものです。既に一部が資材置場として利用されているため、始末書が

添付されております。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 6番について、ご説明いたします。

下浦町の譲受人は、建設業経営の多角化を図るため、下浦町の譲渡人から下浦町の畑1,500㎡を交換により取得し、太陽光発電施設を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、一部が資材置場として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。6番について説明致します。

申請場所については、下浦町の国道沿いにあるヤンマー事務所より右折し、30mほど入ったところにあります。先ほどの5番でも説明しました農地の交換に伴う太陽光発電施設への転用申請となっております。譲受人は今回の4条申請でも太陽光発電施設への申請をされた方です。また、既に通路部分が造成されているため、始末書が添付されております。

ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 7番について、ご説明いたします。

上益城郡嘉島町の借受人は、下浦町の貸渡人外3名より下浦町の田7筆11,966㎡及び畑1,509㎡を賃貸借権の設定により借り受け、太陽光発電施設を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、一部に倉庫や雑種地として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。7番について説明致します。

申請場所については、下浦町の本渡東中の入口の信号機より右折したところにあります。ここは以前に養殖場として農地転用の許可が出されておりましたが、最終的に事業の遂行が出来ず、現在に至っている次第です。今回は転用目的及び事業者が異なっているため、新規での転用申請で太陽光発電施設を建設したいとのことです。

また、面積が13000㎡を超える大規模な案件であり、経済産業省の認定書や九電との接続に関する資料、その他、除外されてはいますが土地改良事業の実施地区に該当しているため土地改良区からの意見書も添付されております。特に問題はないかと思いますが、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。松岡委員の説明で不明な点がありますので、2点ほど質問いたします。まず、1点目が嘉島町の事業者の方がこの天草の地に大規模な太陽光発電施設を建設される訳ですが、紹介者の方がいらっしゃったのかどうかという点と2点目が貸渡人の一部の方で3名の共有名義の方がいらっしゃいますが、どのような関係にあるのかについてをお尋ねします。

○28番（松岡健吾君） 分かる範囲でお答えいたします。まず1点目については、事業者が建設業を営んでおられる関係で地元の業者からの紹介であったと聞いております。次に2点目ですが、親から相続を受けた兄弟関係になります。

○3番（川原昭雄君） はい、わかりました。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見がなければお諮りいたします。

本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 8番について、ご説明いたします。

亀場町の借受人は、下浦町の貸渡人 外1名より下浦町の田480㎡及び畑2筆1,658㎡を賃貸借権の設定により借り受け、太陽光発電施設を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。8番について説明致します。

申請場所については、先ほどの7番の手前のところにあります。この申請の事業者が先ほどの7番の紹介者でもあり、隣接する農地に太陽光発電施設を建設したいとのこと。

隣接同意や排水同意も取れており、特に問題はないと思いますが、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 9番について、ご説明いたします。

本町の譲受人は、福祉施設経営に伴い、本渡町の譲渡人から本町の田398㎡を売買により取得し、職員駐車場を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。9番について説明致します。

申請場所については、本渡から本町に入っすぐ毛利内科がありますが、その裏手のところにあります。ここには隣接する福祉施設がある訳ですが、その施設の職員駐車場がないということで、今回の申請となっております。

特に問題はないかと思いますが、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 10番について、ご説明いたします。

御所浦町の譲受人は、貸駐車場としたいため、志柿町の譲渡人から、御所浦町の畑 168㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。

既に駐車場としているため始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

以下、記載のとおりとなっております。 以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○37番（平岡秀樹君） 37番の平岡です。10番について説明致します。

申請場所については、御所浦本島から牧島への橋を渡り、約300mほど進んだところにあります。元々大型自動車が1台分程度の幅員しかなく、路上駐車も多く危ないと感じていたところですが、近くに5～6件の民家がありますがどこにも駐車場が無く、ここに貸駐車場ができれば利用が見込めるとのことでの申請です。既に貸駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 11番について、説明します。

新和町の譲受人は駐車場とするため、福岡市の譲渡人から新和町の畑 102㎡を売買により取得し転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口 直君） 4番の川口です。11番について説明致します。

申請場所については、県道大宮地・宮地岳線の大宮地橋より500mほど進んだところにあります。現在、自宅の近くに駐車場を借りているが賃借料が高いということで、今回駐車場として転用し購入したいとの申請です。現在の畑を道路の高さまで盛土する計画ですが、隣接する畑には十分間隔を取り、また、雨水排水については道路側溝へ放流する計画です。隣接者及び排水の同意も取れており、特に問題はないかと思えます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 12 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 12 番について、ご説明いたします。

二浦町の譲受人は自己住宅を建築するため、二浦町の譲渡人から二浦町の畑 671 m²を受贈により取得し転用したいというものです。土地利用計画ですが申請面積 671 m²の内、畦畔及び法面が無効な部分が約 150 m²を占め、残りの有効な 521 m²の内、住宅の建築面積が 106 m²、残地は駐車スペースや庭として利用される計画となっております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しております。 以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○36 番（梅田良二君） 36 番の梅田です。12 番について説明致します。

ただ今の事務局からの説明どおりですが、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、また、周囲は自分の山林であり、隣接する農地もありません。区長からの排水同意についても添付されており、特に問題はありません。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 12 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 13 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 13 番について説明します。

天草町の譲受人は自己住宅を建築するため、天草町の譲渡人から天草町の田 468 m²の内、231.50 m²を売買により取得し転用したいというものです。既に造成してあるため始末書が添付されております。また、申請地は本市が定める景観形成地域内に位置するため、譲受人において天草市景観条例第 7 条の規定により景観形成地域における行為についても同時に届け出ておられます。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番の小堀田です。13番について説明致します。

譲受人は現在借家住まいで子どもも大きくなり手狭になったため、譲渡人より購入して個人住宅を建築したいとの申請です。スクリーンの方を見ていただきますと既に雑種地となっており、これまで15年ほどこの状態でありました。今回譲渡人から始末書を添付してもらっております。

申請場所については、天草町のロザリオ館の近くであり、事務局からの説明があったとおり景観条例の方にも手続きをされております。排水については、生活雑排水は合併浄化槽を使用し、雨水については道路側溝へと放流する計画となっております。何等問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第54号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第54号について説明します。

1番の亀場町の譲受人のほか所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が23件、再設定の計画が2件で、総面積は68,078㎡となっております。

なお、6ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、これは8月の第8回総会でご承認いただいた農地保有合理化法人でございます公益財団法人熊本県農業公社が新和町の譲渡人2名から新和町の田5,937㎡を買い受けたものを申出に基づき今回本市のあっせん候補者へ所有権移転するものです。

本総会でご承認いただければ公告を経て農業公社からあっせん候補者へ所有権が移動されることとなります。

申請地は圃場整備がなされた1区画の田で、反当り612,000円で売買契約が交わされております。

今回の譲受人（あっせん候補者）ですが、新和町で母牛30頭余りの繁殖牛生産を行なって

いる専業農家で、併せて水稲と飼料作物を9町近く作付けされております。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登録されております。取得後は申請地へ水稲を作付けされる計画です。

7ページ以降は利用権設定の計画でございます。

なお、議案中次に申し上げます番号が農地利用集積円滑化団体を通じての転賃の案件でございます。

番号を申し上げます。9ページの7番から11ページの17番までと12ページの23番から最後までです。

また、8ページの6番につきましては、農業生産法人以外の法人による賃借権設定の計画でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のA及び同④に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、ただいま説明がありました所有権移転2件、利用権設定25件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第55号 天草農業振興地域整備計画の変更についてをといたします。それでは、計画変更の内容について、農業振興課の担当 小川参事から説明をお願いします。

○農業振興課（小川参事） 農業振興課農政係の小川と申します。よろしくお願ひいたします。議第55号 天草農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。資料については、資料⑤をご覧ください。

今回、審議をお願いしますのは、平成20年に作成された本市の農業振興地域整備計画の変更についてでございます。資料の1ページをご覧ください。

天草農業振興地域整備計画を変更する目的としましては、農業振興地域の整備に関する

法律第12条の2第1項「市町村は概ね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行わなければならない。」と規定されており、また、基礎調査の結果により必要が生じた時は、同法第13条第1項により「農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と規定されております。このことから計画の変更を行うものでございます。

計画を変更する場合は、農業振興地域の整備に関する法律の施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を聴く必要があるため、本総会に提案するものでございます。

次に、意見をお伺いする事項の①「土地利用の方向及び農業上の土地利用の方向」についてご説明いたします。資料の2ページをお開きください。天草農業振興地域整備計画書（案）の抜粋でございます。こちらに計画の基本となります土地利用の方向及び農業上の土地利用の方向を記載しております。

続いて資料の3ページをお開きください。こちらが土地利用の構想です。本市の位置、気候、人口、土地利用の状況等について記載しております。特に農用地に関しましては、農業従事者の高齢化や担い手不足の課題解決のため『人・農地プラン』の取り組みを推進し、新規就農者の確保や認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積を図り、安定的で他産業並の所得を上げられる優れた農業者の育成を図ることとしております。

また、耕作放棄地解消の対策といたしまして、オリーブ栽培の普及についても記載しております。

続きまして4ページをご覧ください。農用地区域の設定方針についてご説明いたします。農用地区域の設定基準は、(a)10ha以上の集団的な農用地、(b)土地改良等の事業区域内にある土地、(c)地域の特性に即した農業の振興を図る上で確保すべき土地の3点についての基準に沿って農用地を設定して参ります。

次のページに移りまして、農用地区域に隣接した土地改良施設と農用地区域に隣接した農業用施設用地については、農用地区域として設定することとなっておりますが、該当はありません。また、森林・原野等につきましては、農用地に囲まれた森林・原野であれば、すべて一体的に保全して参ります。

次に、農業上の土地利用の方向について説明いたします。資料の6ページをお開きください。お示しました表には、農地や採草放牧地、農業用施設用地等の種別の記載と現況及び将来の農用地面積を記載しております。農地面積の合計につきましては、今回の全体見直しにおいて、現況が5,874haから将来が5,877haとなっており、括弧書きで書いてある数字については耕地面積となっております。耕地面積につきましては、将来に渡っても持続する目標にしておりますので、現況及び将来の欄についても同じ5,068haと記載をしております。

以上で①の土地利用の方向及び農業上の土地利用の方向についての説明を終わります。この計画の基本に沿いまして、今後の各種計画を作成して参りたいと考えております。

次に、意見をお伺いする事項の②農用地利用計画の変更についてをご説明いたします。資料の7ページをお開きください。この表が、今回の計画変更に伴い、農用地区域から除外及び編入を行う土地の面積を示した総括表になります。農用地区域から除外する場合には、①から④の基準により除外を行います。また、編入する場合は、編入の基準により編入いたします。

これらの基準によりまして、今回除外する土地につきましては、①の農業上の利用が見込まれない山林・原野が1筆0.1haです。②のその他農業上の近代化が見込まれない小規模な農用地が22筆1.75haです。こちらにつきましては、地権者からの申出や現地確認調査により10ha以上の拡がりがない区域として除外するものであります。

次に、③の開発行為の許可が不要な施設として8筆0.04haです。こちらにつきましては、すべて携帯電話の無線基地局の設置に伴う除外でございまして、それぞれの土地の一部を除外することになります。そして同じく③の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地として、6筆0.25haです。こちらは土地改良等の事業区域内で非農用地の設定があったところでございます。

続きまして、編入についてですが、土地改良事業並びに中山間地域総合整備事業の事業区域として編入する土地でございまして、62筆4.24haでございます。

最後に、平成24年度までの農用地面積(5,936ha)と計画変更後の農用地の面積(5,934ha)を表の下に標記しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で提出議案についての説明を終わりますが、農業振興地域整備計画の変更につきましては、今後、県に対する事前協議での審査を経て確定することとなります。事前協議により内容の修正等が生じることも予想されますので、計画の確定後に改めてお示しすることといたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま、説明がありました。この計画は天草市農業振興の方向を定めるものです。みなさんから質問や要望はありませんか。

それでは、意見等も無いようですので、本計画変更について同意することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、計画変更について同意するものと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項について申し上げます。

農地利用・形状変更届については、該当がございませんでした。

許可不要転用届第4条関係につきましても該当がございませんでした。

許可不要転用届第5条関係につきましては、志柿町に熊本県警の駐在所を設置する届出がありました。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成25年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

午後3時25分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 松原高弘

署名委員 松川兼光